

改正

平成29年3月3日告示第30号

令和7年3月3日告示第27号

広報ちくじょう有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発行する「広報ちくじょう」への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載対象)

第2条 広告を掲載することができるものは、「広報ちくじょう」とする。

(広告掲載内容の範囲)

第3条 広告の掲載については、町の広報紙としての品位、公共性及び公益性を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、及び個人の宣伝を目的とするもの
- (4) 広告の内容について町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (5) 消費者金融に関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に重大な違反をした者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員、その他これに準ずる者
- (3) 町から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長は広告を表示する業種又は業者として適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、原則として申し込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては調整できるものとする。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は町長が決定する。

(広告の掲載枠数)

第6条 広告の掲載枠数は、広報主管課長が定める。

(広告の掲載回数)

第7条 広告の掲載は1発行単位とし、複数回にわたる掲載も可能とする。

(広告掲載の仕様及び掲載料)

第8条 広告を掲載する仕様及び掲載料は、次のとおりとする。

種類	規格		掲載スペース	掲載回数	掲載料
広報紙	一色刷	1 枠	(縦約4.7cm×横約8.8cm)	1 回	7,500円

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、広報紙及びホームページ上で行う。

(広告掲載の申し込み)

第10条 広告主が広告掲載の申し込みをするときは、掲載を希望する広報紙の発行日2か月前までに、広告掲載申込書(様式第1号)、広告原稿及び電子データを添えて町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第11条 町長は、広告主から前条の申込書の提出があったときは、要綱の規定に基づき掲載の可否を決定し、広告主に広告掲載決定(不決定)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告主の責任等)

第12条 広告原稿の作成は、広告主の負担とする。また、広告の内容に関する責任は広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告主は、広告掲載の決定後、町長が指定する期日までに、町が発行する納付書により掲載料を納入するものとする。

(広告掲載の取消)

第14条 町長は、次の規定に該当する場合、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告の内容が、広告掲載申込時から変更され、要綱の規定に反したとき。
- (3) 指定期日までに広告の原稿等を提出しないとき。
- (4) その他、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告料は還付しない。ただし、第14条の規定により広告掲載を取り消した場合又は町の都合により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年10月22日から施行する。

附 則 (平成29年3月3日告示第30号)

この告示は、平成29年3月3日から施行する。

附 則 (令和7年3月3日告示第27号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

様式第1号（第10条関係）

築上町有料広告掲載申込書

年 月 日

築上町長 様

申込者
住所（所在地）
会社・団体名
連絡先

広報ちくじょう有料広告掲載要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。
なお、広報ちくじょう有料広告掲載要綱の規定に同意し、その内容を遵守します。

記

- （1） 有料広告の掲載希望
広報ちくじょう広告
縦約4.7cm×横約8.8cm 7,500円× 枠（ 円）

掲載希望 月号

- （2） 広告原稿については別紙のとおり

様式第2号（第11条関係）

様式第2号（第11条関係）

広報ちくじょう有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

築上町長

年 月 日付で申込みのあった広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、広報ちくじょう有料広告掲載要綱第11条の規定により通知します。

記

☐ 掲載します

（1） 広告の掲載は、 年 月号とします。

（2） 広告掲載料は、 枠で 円

同封の納付書により、納付書発行日から起算して7日以内に築上町に納入してください。

☐ 掲載しない

（理由）